

令和5年3月17日
行政情報サービスセンター
担当：森田
内線：3382
外線：225-1236

石川県個人情報保護審査会の答申について（答申第54号）

石川県知事が石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）第37条に基づき令和4年4月8日付けで行った審査請求に係る諮問に対し、本日、石川県個人情報保護審査会（会長 小堀秀行弁護士）から、別紙のとおり答申がなされました。

なお、本答申の内容については、令和5年2月1日に開催された第59回石川県個人情報保護審査会において決定されたものです。

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第54号）

1 審査請求の対象となった保有個人情報開示請求の対象文書（諮問第53号）

[特定日付]に[特定事案]の件で審査請求人の家に警察官が来たことに関して、金沢中署が作成した書類の中の私の情報（以下「本件保有個人情報」という。）

2 開示請求に対する処分の内容

保有個人情報一部開示決定

3 担当課（所）

石川県警察本部県民支援相談課

4 審査請求の経緯

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) R3. 8. 19 開示請求 | (4) R4. 4. 8 諮問 |
| (2) R3. 8. 30 処分決定 | (5) R5. 3. 17 答申 |
| (3) R3. 12. 2 審査請求 | |

5 諒問に対する審査会の判断結果

石川県警察本部長が（以下「実施機関」という。）が、本件保有個人情報につき、一部開示とした決定は妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第14条（保有個人情報の開示義務）</p> <p>実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（略）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>三 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に</p>	<p>(1) 主な争点</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る相談の記録であり、実施機関の職員が警察安全相談取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく警察安全相談を行った際に作成した、審査請求人に係る警察安全相談記録簿に記載されている。</p> <p>審査請求人は、2の処分のうち不開示に関する処分を取り消すよう主張している。</p> <p>(2) 審査会の判断</p> <p>ア 「決裁」「取扱者」「備考」各欄の警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名、印影</p> <p>公務員の職務の遂行に係る情報であっても、当該公務員の氏名については保護の対象であり、本号ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する場合に開示することとされている。</p> <p>この点、県が作成し、一般に販売している石川県職員録（令和3年6月現在）においては、警察職員の職位が「警部補」、「巡査部長」、「巡査」である警</p>

該当条項	審査会の判断要旨
<p>規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>七 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ～ホ (略)</p>	<p>察職員は掲載されていない。</p> <p>したがって、当該警察職員の氏名は本号ただし書イに該当せず、本件処分につき、「決裁」「取扱者」「備考」各欄の警部補(同相当職)以下の警察職員の氏名、印影を不開示とした実施機関の判断は妥当である。</p> <p>イ 「相談内容コード」「対応状況」「処理方針」</p> <p>警察安全相談については、要綱において、内容に応じて各担当部門に引き継ぐこととされており、また、全て記録簿等により相談主管部門に集約し、石川県警察警察安全相談管理システムにより管理するものとするとされている。かかる一連の事務の遂行において、実施機関が個別の相談内容に応じてコードを付すなどして分類し、事後の処理に係る判断を行っていることは明らかである。</p> <p>従って、相談者に「相談内容コード」「対応状況」「処理方針」を開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張に不合理な点はなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。</p>

6 審議経緯

審査会 3回

(別紙)
答申第54号

答申書

令和5年3月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和3年8月30日付け県相乙第134号で行った保有個人情報一部不開示決定（以下「本件処分」という。）について、一部不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和3年8月19日に保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。当該開示請求に形式上の不備が認められたことから、令和3年8月30日、実施機関は審査請求人に対し補正を求め、審査請求人は次のとおり開示請求の内容を補正することに同意した。

（開示請求の内容）

[特定日付] に [特定事案] の件で私の家に警察官が来たことに関して、金沢中署が作成した書類の中の私の情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が記載された公文書を特定し、条例第15条第1項の規定に基づき本件処分を決定し、次のとおり一部開示しない理由を付して審査請求人に通知した。

（開示しない部分と理由）

（1）「決裁」「取扱者」「備考」各欄の警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名、印影（以下「本件不開示情報1」という。）

あなた以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別でき、又は他の情報と照合することによって特定の個人が識別できる情報に該当するため。また、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名は慣行として公にしていないため。（条例第14条第3号該当）

（2）「相談内容コード」（以下「本件不開示情報2」という。）

警察安全相談業務の管理に関する情報であって、これを開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第14条第7号該当）

（3）「対応状況」「処理方針」（以下「本件不開示情報3」という。）

各欄及び欄外に記載された内容の一部受理した相談に関する警察としての判断、処理方針等に関する情報であって、これを開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第14条第7号該当）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年12月2日に行政不服審査法（平成26

年法律第68号) 第2条及び第4条第4号の規定に基づき、石川県公安委員会(以下「審査庁」という。)に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。当該審査請求に形式上の不備が認められたことから、審査庁は令和3年12月17日付けで審査請求人に対し補正を求め、審査請求人は令和4年1月11日付けで補正した。

4 諒問

審査庁は、令和4年4月8日に、条例第37条第1項の規定に基づき、石川県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分に係る審査請求につき、諒問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述において本件処分に関して主張している内容は、概ね次のとおりである。

(要旨)

本件処分のうち不開示に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

(要旨)

審査請求人に対し、その求めに応じて処分理由等について詳細に説明しているところ、本件審査請求書には処分が違法、不当である理由が記載されておらず、本件処分を取り消す理由はないため、本件審査請求の棄却を求める。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例第1条では、「この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と定めている。

当審査会は、この条例の目的に則して、以下のとおり判断するものである。

2 本件開示請求に係る保有個人情報及び対象文書について

本件開示請求に係る保有個人情報は、審査請求人に係る相談の記録である。当該保有個人情報は、実施機関の職員が警察安全相談取扱要綱に基づく警察安全相談を行った際に作成した、審査請求人に係る警察安全相談記録簿に記載されている。

3 具体的な判断及びその理由

(1) 本件不開示情報1について

条例第14条第3号（以下「本号」という。）は、本文前段に「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」と規定したうえで、個人の権利利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上開示する必要性の認められるものについて、ただし書イ、ロ、ハを定め、例外的に不開示情報から除くことを規定している。

ただし書ハは、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定しており、公務員の氏名については除かれている。

一方、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、「石川県個人情報保護条例の解釈運用基準」（以下「解釈運用基準」という。）において、「開示した場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、ただし書イに該当する場合には、開示するものである。」としている。

すなわち、当該公務員の職及び氏名が、ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」である場合には、「職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とならないことになる。」としている。

その上で、解釈運用基準においては、「慣行として開示請求者が知ることができるかどうかの判断に当たっては、（略）現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていると解される。」としている。

この点、県が作成し、一般に販売している石川県職員録（令和3年6月現在）においては、警察職員の職位が「警視長」、「警視正」、「警視」、「警部」である場合には、その者の職及び氏名を掲載しているが、「警部補」、「巡査部長」、「巡査」である警察職員は掲載されていない。

したがって、当該警察職員の氏名が、法令等の規定により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にも当たらないうえ、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と解することはできないことから、本号ただし書イに該当しない。

よって、本件処分につき、本件不開示情報1を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

（2）本件不開示情報2及び3について

条例第14条第7号は、本文前段に「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

本件開示請求に係る警察安全相談については、警察安全相談取扱要綱において、「警察に対して指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転

免許証の更新手続等の各種手続の単純な事実の教示は除く。)を求めるものとし、単なる情報提供は含まない。」「告訴・告発に係る相談その他の事件相談(略)についても相談に含めるものとする。」「苦情と相談は明確に区別できるものではないが、相談者と直接関係のない一般論として申し出た苦情、悲憤慷慨等は相談として対応するものとする。」と定義されており、その内容に応じて各担当部門に引き継ぐこととされている。また、「相談は全て記録簿等により相談主管部門に集約し、石川県警察警察安全相談管理システムにより管理するものとする。」とされている。かかる一連の事務の遂行において、実施機関が個別の相談内容に応じてコードを付すなどして分類し、事後の処理に係る判断を行っていることは明らかである。

審査会として、本件処分において、審査請求人に開示された公文書を見分したところ、本件不開示情報2にはコード番号が、本件不開示情報3には実施機関の処理方針、判断が記載されているであろうことは容易に見て取れるものであった。

これらを踏まえると、相談者に本件不開示情報2及び3を開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張に不合理な点はない。

よって、本件処分につき、本件不開示情報2及び3を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分に関わりがないものであり、当審査会はその当否を判断する立場ではなく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 4月 8日	諮詢を受けた。(諮詢石公委第27号)
令和4年 9月 25日 (第55回審査会)	第1回審議を行った。
令和5年 1月 17日 (第58回審査会)	第2回審議を行った。審査請求人による意見陳述を実施した。
令和5年 2月 1日 (第59回審査会)	第3回審議を行った。